

栗東市給水装置設置に関する基準

この基準は水道法第15条、栗東市水道事業給水条例および及び栗東市水道事業給水条例施行規程に基づくものとする。

1. 給水装置の設置

設置者は給水装置の設置について、下記条件を遵守することを設置者、管理者双方が確認したうえ、管理者は給水装置工事申し込みを受け付け、承認するものとする。

① 建築確認及び、開発行為を受けた場所における給水装置の設置について

設置者は給水装置工事申し込み時に建築確認済書または、小規模建築及び開発事業協議済書の写しを添付すること。

(栗東市水道事業給水条例施行規程第9条第1項第1号、第2号)

② 建築確認及び開発行為を受けていない場所における給水装置の設置について

畑、資材置き場、駐車場等に給水装置の設置をしようとする時、建築確認済書または、小規模建築及び開発事業協議済書の写しの提出ができない場合には、下記条件を付すものとする。

但し、灌漑等が目的で、農業用水施設等からの取水が可能な土地（田畑等）への給水装置の設置は認めない。

(a) 引き込み口径については散水、手洗い等、一般住宅で使用する水量で十分と判断するためφ20mmとすること。

(b) 通常の本設メーターを設置することとし、栗東市水道事業給水条例で規定する加入金を遅滞なく納付すること。

(c) 給水装置は常時開栓状態での使用とし、休止等の扱いはできないものとする。また、給水装置の使用を廃止する場合は水道本管のサドル分水栓でキャップ止めを行い、既設給水管を撤去すること。

(d) 設置者、管理者双方が条件の確認した証しとして、設置者は別紙「給水引き込み工事に関する確認書」を提出すること。

(e) 給水装置設置場所を売買などにより第三者に譲渡又は貸与する場合は上記条件を承継すること。

③ 臨時使用に伴う給水装置の設置については、「栗東市臨時用給水装置設置に関する基準」によるものとする。

その他、本事項に記載なきものについては、その都度、協議を必要とする。

(施行) 平成24年4月1日から施行する。

(附則) この基準は、平成25年2月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年12月1日から施行する。

給水引き込み工事に関する確認書

令和 年 月 日

栗東市長 様

今般、下記土地への給水引き込み工事について「栗東市給水装置設置に関する基準」の下記条件を遵守することの証しとして、この確認書を提出します。

なお、栗東市上下水道事業所からの指示事項があった場合は、内容を遵守し、異議は申しません。

記

- ・引き込み口径については散水、手洗い等、一般住宅で使用する水量で十分と判断するためφ20mmとすること。
- ・通常の本設メーターを設置することとし、栗東市水道事業給水条例で規定する加入金を遅滞なく納付すること。
- ・給水装置は常時開栓状態での使用とし、休止等の扱いはできないものとする。また、給水装置の使用を廃止する場合は水道本管のサドル分水栓でキャップ止めを行い、既設給水管を撤去すること。
- ・給水装置設置場所を売買などにより第三者に譲渡又は貸与する場合は上記条件を承継すること。

【給水装置設置場所】

【給水装置設置理由及び使用目的】

(設置者)

住所 _____

氏名 _____ 印